

## 香川県条例第12号

香川県大学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）、香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）若しくは<u>香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号）</u>による修学資金の貸付け又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>	<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）、香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）、<u>香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号）</u>若しくは<u>香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例（平成21年香川県条例第7号）</u>による修学資金の貸付け又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。